

岩倉市未熟児養育医療費給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）の規定に基づき、医療を必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療（以下「養育医療」という。）の給付について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 養育医療の給付の対象者は、市内に居住する未熟児（法第6条第6項に規定するものをいう。以下同じ。）で次に掲げるいずれかの事項に該当する者で、医師が入院養育を必要と認めたものとする。

(1) 出生時体重が2,000グラム以下のもの

(2) 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの

ア 一般状態

(ア) 運動不安又はけいれんがあるもの

(イ) 運動が異常に少ないもの

イ 体温が摂氏34度以下のもの

ウ 呼吸器又は循環器系

(ア) 強度のチアノーゼが持続するもの又はチアノーゼ発作を繰り返すもの

(イ) 呼吸数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか又は30以下のもの

(ウ) 出血傾向の強いもの

エ 消化器系

(ア) 生後24時間以上排便のないもの

(イ) 生後48時間以上嘔吐が持続しているもの

(ウ) 血性吐物又は血性便のあるもの

オ 黄疸

生後数時間以内に現れるか、又は異常に強い黄疸があるもの

(指定養育医療機関)

第3条 養育医療の給付は、法第20条第4項の規定に基づき指定された指定養育医療機関（以下「指定養育医療機関」という。）において行うものとする。

(給付の内容)

第4条 養育医療の給付は現物給付とし、その範囲は次に掲げるものとする。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 医学的処置、手術及びその他の治療
- (4) 移送

(給付の申請等)

第5条 養育医療の給付を受けようとする未熟児の保護者（以下「申請者」という。）は、指定養育医療機関による当該医療の開始後速やかに、母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）第9条第1項の規定に基づき、養育医療給付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添付して市長に申請するものとする。ただし、医療保険各法の記号等の確認に当たっては、未熟児が加入する医療保険の保険者から交付された資格情報のお知らせ若しくは資格確認書又はマイナポータルからダウンロードした資格情報画面等により確認するものとする。

- (1) 養育医療意見書（様式第2）
- (2) 世帯の所得階層区分の認定に必要な証明書類（市の公簿等の閲覧に同意が得られ税情報を確認できる場合を除く。）

2 前項の申請は当該未熟児が入院中に行うものとし、退院後に申請がなされたときは原則として養育医療の給付は行わないものとする。

(給付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに給付の可否を決定するものとする。

2 市長は、養育医療の給付の決定をしたときは、養育医療券（様式第3）を申請者に交付し、かつ、当該指定医療機関に当該養育医療券の写しを送付するものとする。

(給付の継続)

第7条 当該指定養育医療機関が引き続き養育医療を継続する必要があると認める場合は、当該未熟児の保護者は、養育医療券の有効期間満了前に養育医療給付申請書に養育医療意見書を添付して、市長に申請しなければならない。この場合において、当該申請書の右上に「継続」と朱書きするものとする。

2 給付の継続の決定の可否については、前条の規定を準用する。

(養育医療券記載内容の変更)

第8条 養育医療券の記載内容に変更があったときは、当該未熟児の保護者

は、養育医療給付申請書に必要書類を添付して市長に申請しなければならない。この場合において、当該申請書の右上に「変更」と朱書きするものとする。

2 前項の場合において、指定養育医療機関を変更する場合は、当該未熟児の保護者は、転院先の指定養育医療機関の医師が作成した養育医療意見書及び転院元の指定養育医療機関の医師が作成した転院理由書（様式第4）を添えなければならない。

3 変更の決定の可否については、第6条の規定を準用する。

（再交付）

第9条 養育医療券を紛失又は毀損したときは、養育医療券再交付申請書（様式第5）を市長に提出し、再交付を受けなければならない。この場合において、毀損した養育医療券は、市長に返還しなければならない。

（医療の給付）

第10条 給付の範囲は、法第20条第3項に定められているところであるが、これらのうち移送の給付の取扱いについては、次によるものとする。

（1）移送は、医師が特に必要と認めた場合に支給するものとし、その額は必要とする最小限度の実費とするものとする。

（2）支給を受けようとするものは、移送承認申請書（様式第6）を市長へ申請するものとする。

（3）市長は、前号の申請を承認したときは、移送承認決定通知書（様式第7）により、支給を認めないときは、理由を付して移送不承認決定通知書（様式第8）により申請者に通知するものとする。

（4）移送費の請求は、移送費請求書（様式第9）に当該費用の額に関する証拠書類等を添えて市長へ提出し、市長はこの請求に基づき、移送費を支給するものとする。

（医療保険各法及び生活保護法との関連事項）

第11条 養育医療の給付を受ける未熟児が、医療保険各法による被保険者又は被扶養者である場合は、医療保険各法による給付が行われ、本人又はその扶養義務者が直接負担する部分について養育医療の給付を行うものとする。

2 生活保護法（昭和25年法律第144号）による医療扶助対象者に対する養育医療の給付は、同法による医療扶助に優先して行われ、その給付の対象となるものは、入院を要する程度の未熟児に限られ、その他の未熟児であって医療を必要とするものについては、同法による医療扶助を受ける

ことができる。

(診療報酬の請求、審査及び支払)

第12条 医療費の請求、審査及び支払については、社会保険診療報酬支払基金愛知支部及び愛知県国民健康保険団体連合会との間に締結した契約によるものとする。

(費用の徴収)

第13条 市長は、法第20条第1項の規定により養育医療の給付を行った場合において当該未熟児の保護者から、法第21条の4第1項の規定に基づく養育医療の給付に係る費用について、別表に掲げる受給者の属する世帯の階層区分に応じ、徴収金を徴収するものとする。

(徴収金の受領委任)

第14条 前条の徴収金は、当該未熟児の保護者が岩倉市子ども医療費支給条例（昭和48年岩倉市条例第3号）の受給者であり徴収金が助成される場合は、当該徴収金を負担金に係る委任状（様式第10）を提出することにより市長に受領委任を行うことができる。

(給付台帳)

第15条 市長は、養育医療の給付の状況を明確にしておくため、養育医療給付台帳（様式第11）を備え付け、その状況を明らかにしておくものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月9日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月22日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。